

# 生きづらさを抱える人々に寄り添いたい! 「ひきこもり」本人・家族を救う支援策

提言

自民党機関紙「自由民主」(毎週)に必ず掲載される「ひきこもり」PT※(座長:馳浩)

※いわゆる「ひきこもり」の社会参画を考えるPT(プロジェクトチーム)

2月24日  
不登校者への  
支援についてヒアリング



不登校の子供たちに対する支援の在り方について、さくら国際高等学校学園長の荒井裕司氏および富山県教育委員会と意見を交換した。

3月3日  
精神医療からみた  
支援策



三家クリニック院長の三家英明氏と九州大学病院の加藤隆弘氏から、精神医療からみたひきこもり者支援について話を聞いた。

3月24日  
国家資格を持つ  
人材育成



日本精神保健福祉士協会および日本公認心理師協会から、ひきこもり者支援の課題について聞き、国家資格を持つ人材の育成・確保や環境整備の重要性などを確認した。

4月5日  
支援の現場を  
視察



ひきこもり者支援に取り組む世田谷区の施設を視察。進学・就職などの社会復帰を後押しする取り組みや居場所づくりなどについて職員らと意見交換した。

過去に目を向けられ、不登校・いじめの被害を経験・職場での挫折を経験、未来に目を向けられ、いわゆる「おとし世帯」などの貧困の問題を知られている。これを踏まえ、以下の点について取組を進める。

## 過去と未来も俯瞰した 息の長い支援の充実

基礎自治体における先進的、精力的な取組の全国への横展開を念頭に、以下の点に主眼を置いて取組を進めるべき。

- 基礎自治体における相談窓口の早期設置
- 基礎自治体における官民が連携したプラットフォームによる取組の一層の推進(当事者会や家族会の参画促進)
- 支援に繋がるための多様なアクセスの構築(支援が必要な者へのアプローチ手法や相談窓口の敷居を低くする)方策)
- アウトリーチ支援のより強力な推進
- 就労だけをゴールとしない多様な支援の選択肢の中心となる「居場所づくり」の推進(身近な地域における居場所の設置)
- 多様な働き方を可能とする選択肢の提示業務の切り出し等による当事者の個々の状況に合った働き方の創出)
- デジタルを活かした活躍の場の提供や農業との連携等の多様な就業機会の創出

## ひきこもり支援施策の 更なる展開

## ひきこもり状態にある者

15〜39歳 54万1千人  
40〜64歳 61万3千人

4月21日

## 自由民主党政務調査会 いわゆる「ひきこもり」の社会参画を考えるPT

提言書骨子

## 良質な支援者の育成と 支援手法の開発

当事者やご家族からの切実な声は、心情を理解した上で寄り添う支援ができる良質な支援者の存在である。

以下の点について取組を進めるべき。

- 支援者の研修機会の確保(当事者やご家族の心情を理解できる支援者の養成)
- 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師等の専門職が活躍できる環境づくり
- 効果的なアウトリーチ支援手法の研究

## 国民の意識醸成

ひきこもりに対する偏見を取り除き、国民が互いの多様性を認め合い、一人ひとりが自身の幸福感ややりがい、生きがい、安心感を持って人生を過ごせる土壌を構築していくことが必要

○効果的な広報や啓発の実施

○先進的・精力的に取り組む自治体の横の繋がりの強化(全国市長会等への働き掛け)

## その他

○ひきこもり政策そのものを推進するための基本法の制度

# マスコミが大きく取りあげる社会問題の先頭に立つ!

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案(仮称)概要

## 目的

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とする。

## 禁止行為

教育職員等は、児童生徒に性暴力等をしてはならない。

## 理念・責務等

- 基本理念(施策の推進に当たっての基本的認識、児童生徒等の安心の確保、被害児童生徒等の保護、適正かつ厳格な懲戒処分等)
- 国等の責務(国・地方公共団体・任命権者・学校の設置者・学校・教育職員等)
- 法制上の措置等について規定

## 基本指針

文部科学大臣は、基本指針を策定。

## 基本的施策

- ①教育職員等に対する啓発
- ②児童生徒等に対する啓発
- ③データベースの整備
- ④連絡協議会

## 防止等の措置

- ①早期発見
- ②学校への通報、警察署への通報等
- ③専門家による調査
- ④被害児童生徒等の保護支援等
- ⑤教育職員等以外の学校で働く者の児童生徒性暴力等の対処

## 再免許の特例

●児童生徒に性暴力等を行ったことにより免許状が失効した者については、その後の事情から再免許を授与することが適当である場合に限り、再免許を授与することができる。  
※児童生徒性暴力等を行ったことで免許失効等となった者は、現行の教職員免許法の欠格期間経過後、上記の厳しいルールに基づき再免許授与の可否を判断。



わいせつ行為で懲戒免職となった教員は再犯率も高く教員免許状の再取得ができないようにすべきではないか。しかし、再取得の禁止は「職業選択の自由」にかかわる。



わいせつ教師教員免許再交付問題  
自公「わいせつ教員根絶立法検討WT」  
(共同座長:馳浩・浮島智子)

## 関係大臣に申入れをした提言(抜粋)



両親が離婚した未成年者は毎年20万人超。別居親からの養育費未払い問題も大事だが、別居親との親子交流(面会交流)がなされず、愛着障害などの支障をきたす等の問題も重要。そこで共同養育支援議員連盟において提言をまとめた。

## チルドレン・ファースト!! 離婚等後の子ども親子交流問題

超党派「共同養育支援議員連盟」  
(会長:馳浩)

## 離婚時の養育費の支払いを含む共同養育に関する取り決めについて

民法七六条にもあるように、未成年者の子どもにとって、養育費の支払いと面会交流は、どちらも不可欠なものである。また、面会交流は、我が国も批准した児童権利条約九条三において保障されている。以上を踏まえ、我が国は、協議離婚につき未成年者の子どもが置かれた我が国の現状を強く憂え、子どもの最善の利益のために協議離婚が最小限ルール化されてもやむを得ないと価値判断し、以下の提言をする。

## 未成年者の子どももいる離婚の場合、養育費の支払いと面会交流の双方を内容とする共同養育に関する取り決めを原則義務化(協議離婚成立の要件とする)。

DV等が公的機関により認定された場合には養育費の事前取り決めが免除される点は強く賛同する。しかし話し合いができない状態にした有責配偶者や、監護権確保を目的に連れ去りをした配偶者等に「セーフティ養育費」制度(※が適用されるのは公正・公平性に著しく欠け、不当な連れ去りを既成事実化する懸念がある。以上を踏まえて)DV等以外の事情による共同養育に関する事前取り決めの免除は、公正・公平性を踏まえて極めて慎重な取り扱いが求められる。養育費の支払い、安定した面会交流の実現のため公的相談・支援体制の強化をする。

\*DV等があると公的機関がなされれば、例外的に養育費の事前取り決めに免除するが、同時に自動的に定まる保障額の養育費を請求することができる制度。

## 安全・安心な面会交流の確保・充実に向けた対応等を求める緊急提言

本年一月十日、上川法務大臣が、離婚およびこれに関連する制度の見直しについて、法制審議会に諮問した。法制審議会においては、養育費の支払い確保だけ検討したり、答申したりするのではなく、車の両輪である養育費の支払いと親子交流の双方について、足並みを揃えて検討・答申するよう。

法制審議会において、離婚後の共同親権制度についても検討するよう。面会交流という用語については、親と子が継続的に会うことを必ずしも必ずしも必要ではない。そこで法制審議会への諮問を機に、より理解しやすく親と子の精神的つながり、絆を表す用語を使うべきであり、以下を提言する。

- 「面会交流」を「親子交流」と表すこと。なお当面「面会交流」として「面会交流」とする等の工夫も必要である。
- 法制審議会では民事法の見直しを検討されるが、制度面だけでなく運用面の改善も並行して進めていくべきである。
- 親子交流支援の意識調査や、現行の支援事業の抜本的拡充など、民間の親子交流支援機関の展開・充実など、早急に取り組むこと。